

議案第 74 号

桐生市下水道事業の設置等に関する条例案

桐生市下水道事業の設置等に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 下水道事業の規模は、次のとおりとする。

(1) 区域 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項に規定する事業計画(次号において「事業計画」という。)に定める区域

(2) 人口 事業計画に定める人口

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第6条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付き寄附又は贈与の受領で、その金額又は目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納及び支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務
(業務状況説明書類の作成)

第8条 市長は、下水道事業に関して毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を10月31日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類においては、次に掲げる事項について説明するとともに、10月31日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況について、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算及び事業の経営方針についてそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) その他下水道事業の経営の状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 天災その他避けることのできない理由により、第1項に規定する期日に書類を作成することができないときは、市長は、理由のやんだときから1か月以内に書類を作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(桐生市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

2 桐生市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和42年桐生市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中「下水道事業特別会計歳入歳出予算」を「下水道事業会計予算」に改める。

第6条中「歳計現金に」を削る。

(桐生市特別会計設置条例の一部改正)

3 桐生市特別会計設置条例(昭和39年桐生市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第1条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

議 案 説 明

議案第 74 号 桐生市下水道事業の設置等に関する条例案

国からの要請による下水道事業への公営企業会計の適用に伴い、地方公営企業法に基づき下水道事業を企業として設置する必要があるため、条例を制定しようとするものです。